

ハイライト:

- ・平成29年度税制改正大綱 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・年金受給資格期間が短縮されます！

たっくすニュースフラッシュ

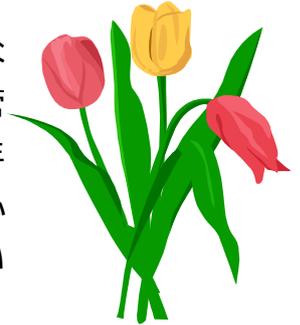
税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成29年度税制改正大綱のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >	
配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて	1
タワーマンションの建物固定資産税額の見直し	2
年金受給資格期間が10年へ短縮されます。	2

少しずつ寒さも和らいできました。まもなく春の到来となります。花粉症の方には辛い季節となりますが、体調管理に気をつけてお過ごしください。第69号では、平成29年度税制改正大綱から、個人所得課税等の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成29年度税制改正大綱のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >

平成28年12月8日に、「平成29年度税制改正大綱」が決定されました。前回、平成28年12月発行の冬号第68号(個人様向け)でも少し触れましたが、今号では主な2点の改正について詳細を解説いたします。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

配偶者が専業主婦またはパートの世帯の所得税を軽減する『配偶者控除』及び『配偶者特別控除』の見直しが行われました。世帯主(夫)と配偶者(妻)の年収に対応する控除額は下図の通りです。

【現 在】		世帯主(夫)の年収		
		1,220万円以下	1,220万円超	
配偶者(妻)の年収	103万円以下	38万円	38万円	配偶者控除
	103万円超~141万円未満	38万円~3万円	0	配偶者特別控除
	141万円以上	0	0	



【改正後】		世帯主(夫)の年収				
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超	
配偶者(妻)の年収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	0	配偶者控除
	150万円超~201万円以下	38万円~3万円	24万円~2万円	12万円~1万円	0	配偶者特別控除
	201万円超	0	0	0	0	

老人配偶者控除の場合、配偶者控除は48万円(現行どおり)となります。

配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限が150万円(現行103万円)へ上げられます。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の年収は、上限が201万円(現行141万円)となり配偶者の適用要件が緩

和されます。

ただし、世帯主の年収制限が新設され、配偶者控除は世帯主の年収が1,220万円を超えると適用できず、配偶者特別控除は世帯主の年収が1,120万円を超えると控除額が徐々に減ってゆき、年収1,220万円を超えると適用できなくなります。前図のとおり、世帯主(夫)の年収が1,220万円超か、配偶者(妻)の年収が201万円超の場合は、控除が受けられないこととなります。平成30年1月から導入されるため、平成30年の年末調整から影響することとなります。



タワーマンションの建物固定資産税の見直し

高さが60mを超える居住用超高層建築物(タワーマンション)の固定資産税が見直しされました。固定資産税評価額及び一棟の建物税額の合計に変更はありませんが、同じ棟でも階層が1階上がるごとに約0.256%ずつ固定資産税が増額となります。対象は、平成29年4月以降に売買契約が締結される、高さ60m以上の新築物件となります。平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸及び既存の物件については影響ありません。これまで、低層階と高層階では景観などの違いから販売価格に差があるにもかかわらず、固定資産税や相続税の課税は一律同じでした。市場価値の割に相続税が安いこと、富裕層が相続税の節税対策として高層階を購入する動きが広がっていました。これらの課税上の問題を改善するために本改正が盛り込まれました。

50階建のタワーマンションのあん分イメージ (固定資産税が1,000万円の場合)

階数	固定資産税額	
	現行	改正後
50	200,000	212,000
40	200,000	207,000
30	200,000	203,000
25	200,000	200,000
20	200,000	197,000
10	200,000	193,000
1	200,000	188,000
計	10,000,000	10,000,000

【現行】

階層の高さは課税に影響しません。床面積が同じ場合、どの階も税額は同じになります。

【改正後】

高層階は、増税となります。
低層階は、減税となります。
例えば、40階であれば1階に比べ10%の増額となります。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

年金受給資格期間が10年へ短縮されます。

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは、その資格期間が10年以上となります。

新たに年金を受け取ることが可能となる、資格期間が10年以上25年未満の方には、年金の請求手続きの案内が日本年金機構から送付されます。平成29年8月1日時点で資格期間が10年未満の60歳以上の方も、本人の申出により70歳までの期間、国民年金に任意加入することで受給資格を満たし、年金を受け取ることができるようになります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp